

## ○国土交通省告示第千四百四十三号

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十五条の二の三第一項各号、第十五条の三の二第一号及び第三号並びに第十五条の三の三第一項の規定に基づき、液化化物質及び船舶による液化化物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号）等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

液化化物質及び船舶による液化化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示

（液化化物質及び船舶による液化化物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第一条 液化化物質及び船舶による液化化物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号）の一部を次のように改める。

別表第一水酸化アルミニウムの項の次に次のように加える。

フッ化アルミニウム	ALUMINIUM FLUORIDE	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 甲板及び積載場所において水を使用する場合、清掃すること。</p>
-----------	--------------------	---

別表第一アルミニウム製錬又は再溶解工程から生じる副生物（不溶性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む）の項の次に次のように加える。

化学石膏	CHEMICAL GYPSUM	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>四 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>五 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。</p>
------	-----------------	--

別表第一表クリンカーアッシュの項品名の欄中「(湿式)」及び「, WET」を削り、同表ロータリーズの項の次に次のように加える。

銅スラグ	COPPER SLAG	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、ビルジを定期的に排出すること。</p>
------	-------------	---

別表第一チタン鉄鉱砂 [「チルメタルカーボ」] (水分が2%を超えるもの)の項の次に次のように加える。

鉄鋼スラグ及びその混合物	IRON AND STEELSLAG AND ITS MIXTURE	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
--------------	------------------------------------	--

鉄鉱粉	IRON ORE FINES	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>	マンガン鉱粉	MANGANESE ORE FINES	<p>一 酸、塩基、酸化力の強い物質及び還元力の強い物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>八 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
合成酸化鉄	IRON OXIDE TECHNICAL	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>七 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>	鉄鋼の製造に伴い生ずるスケール	SCALE GENERATED FROM THE IRON AND STEEL MAKING PROCESS	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>

規則第一号(重鉱物)の項の次に次のとおりとする。

		<p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
アップグレードリチア輝石	SPODUMENE (UPGRADED)	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
亜鉛スラグ	ZINC SLAG	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p>

		<p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。</p>
ジルコンカイアナイト精鉱	ZIRCON KYANITE CONCENTRATES	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
非結晶塊状珪酸ナトリウム	AMORPHOUS SODIUM SILICATE LUMPS	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p>

別表第2化学石こう（液化化するおそれのあるもの）の項を削る。

（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第一条 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改める。

別表第一アルミナウム精鉱又は再溶解工程から生じる副生物（不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む）の項に次のように加える。

		<p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>九 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>
ホウ酸	BORIC ACID	<p>一 金属水素化合物及びアルカリ金属と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしていないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>九 雨中において荷役作業をしていないこと。</p> <p>十 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>十一 洗い流す前に積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p>

別表第一クリンカアッシュの項品名の欄中「湿式」及び「WET」並びに同表木材ペレットの項を削り、同表木材チップの項の次に次のように加える。

木材ペレット（添加物及び（又は）結合剤を含むもの）	WOOD PELLETS CONTAINING ADDITIVES AND/OR BINDERS	<p>一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしていないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空气中の酸素濃度が20.7%以上かつ一酸化炭素濃度が100ppm未満になるまで禁止すること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。</p>
---------------------------	--	---

木材ペレット（添加物及び（又は）結合剤を含まないもの）	WOOD PELLETS NOTCONTAINING ADDITIVES AND/OR BINDERS	<p>一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしていないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空气中の酸素濃度が20.7%以上かつ一酸化炭素濃度が100ppm未満になるまで禁止すること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。</p>
-----------------------------	---	---

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

別表第一クリンカアッシュの項の次に次のように加える。

ガラスカレット	GLASS CULLET	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ガラスカレットを扱う者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>三 船積み中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。</p>
---------	--------------	---

別表第一鉄鉱石の項第一号の次に次のように加える。

- 二 ビルジュエルは次に掲げる措置を講じること。
  - イ 清掃すること。
  - ロ 乾燥させること。
  - ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。

別表第一鉄鉱石ペレットの項の次に次のように加える。

焼結鉄鉱	IRON SINTER	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ビルジュエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
------	-------------	--

別表第一硫化マンガンペレットの項の次に次のように加える。

マンガン系合金鉄スラグ	MANGANESE COMPONENT FERROALLOY SLAG	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
-------------	-------------------------------------	--

別表第2化学石こう（液状化するおそれのないもの）の項、クリンカアッシュ（乾式）の項、クリンカアッシュ（湿式）脱水汚泥混合物の項、鉄鋼スケールの項及び鉄鋼スラグおよびその混合物（液状化するおそれのないもの）の項を削り、同表土砂（建設工事用）の項の次に次のように加える。

鉛スラグ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。ただし、全長100mを超える船舶に積載する場合においてはこの限りでない。</li> <li>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</li> <li>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</li> <li>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</li> <li>五 航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。</li> </ul>
------	--

別表第2中

亜鉛スラグ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。ただし、全長100mを超える船舶に積載する場合においてはこの限りでない。</li> <li>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</li> </ul>
銅スラグ	
鉛スラグ	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</li> <li>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</li> <li>五 航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。</li> </ul>
ベットマテリアルアッシュ（乾式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 積載中、貨物を外気にさらさないこと。</li> </ul>

ベットマテリアルアッシュ（乾式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 積載中、貨物を外気にさらさないこと。</li> </ul>
------------------	--

改め、同表マンガン系鉄合金スラグの項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

を

に